

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成 Q&A (よくある質問) 令和6(2024)年4月01日更新

No.	項目	質問	回答
1	基本的 内容	介護職員初任者研修とはどんな研修なのか。	介護職員(特別養護老人ホームに入所している方や在宅で生活している方などへの食事や入浴、着替え、排せつといった日常生活上の介助を行う職員)として基本となる知識・技術を習得するための研修で、従来のホームヘルパー2級に相当するものです。講義・演習合わせて130時間のカリキュラムとなっています。
2	基本的 内容	介護職員実務者研修とはどんな研修なのか。	介護職員(特別養護老人ホームに入所している方や在宅で生活している方などへの食事や入浴、着替え、排せつといった日常生活上の介助を行う職員)として実践的な内容や技術を習得するための研修で、介護福祉士(国家資格)の受験資格の要件の1つとなる。講義・演習合わせて450時間のカリキュラムとなっています。
3	基本的 内容	介護職員資格取得研修課程受講料助成とは、どんな助成制度なのか。	介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修課程修了後、板橋区内の介護事業所に就労した方に対し、研修の受講費用の一部を補助する制度です。補助を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは別途配布している案内文等をご覧ください。
4	基本的 内容	介護職員初任者研修を実施しているところを知りたい。	区の公式ホームページ(トップページ>健康・医療・福祉>介護>介護人材の確保・育成>都内の研修機関で実施している介護職員初任者研修開講日程のご案内)などで確認できます。
5	助成 対象	どんな事業所に勤務していると対象となるのか。	訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などの介護サービス事業所が対象です。詳細は、板橋区介護職員研修課程受講料助成要綱第2条第2項をご覧ください。
6	助成 対象	申請者の住所が板橋区でなくても申請可能か。	住所が板橋区外の方も申請できます。
7	助成 対象	申請者が外国籍でも対象となるのか。	日本国内に住民登録がある方であれば対象となります。
8	助成 対象	板橋区外の事業所に勤務している場合や、以前板橋区内の事業所に勤務していたが申請時点で勤務していない場合も対象となるのか。	介護職員資格取得研修課程修了後3か月以内に(又は修了時において既に)板橋区内の事業所に就労し、かつ、申請時点で板橋区内の事業所に継続して3か月以上就労している方でない場合は対象外です。
9	助成 対象	非常勤でも対象となるのか。又、事務職員など介護職員以外でも対象となるのか。	非常勤でも対象となります。ただし、ボランティアの方、労働者派遣(人材派遣)で勤務している方、事務職員や調理員など介護職員でない方は対象外です。
10	助成 対象	介護職員資格取得研修のどんな経費が対象となるのか。	研修の受講料、教材代、実習に係る実費などで研修機関に支払った費用です。受講時の交通費や受講料を分割払いした際に生じる手数料などは対象外です。
11	助成 対象	受講料について、その一部のみ勤務先やハローワークから補助を受けている。残りの自己負担した部分について申請ができるか。	受講料の一部であっても、既に他の助成を受けている場合は対象要件から外れるため、申請できません。
12	申請 方法	申請窓口はどこか。郵送での申請はできるか。	板橋区役所介護保険課窓口(区役所北館2階14窓口)で申請者ご本人に申請していただきます。なお、郵送による申請も可能ですが、事前に区の問い合わせ先までご連絡ください。(介護保険課施設整備・事業者指定係 03-3579-2253)
13	申請 方法	申請書や勤務証明書などの様式はどうやって入手したらよいか。	区の公式ホームページ(トップページ>健康・医療・福祉>介護>介護人材の確保・育成>介護職員資格取得研修課程受講料助成について)でダウンロードができます。なお、ダウンロードができない場合などありましたら、区の問い合わせ先にご相談ください。

板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成 Q&A (よくある質問) 令和6(2024)年4月01日更新

No.	項目	質問	回答
14	申請方法	助成金の対象要件に該当しているか、申請するにはどんな書類が必要か、確認が大変である。どうしたらよいか。	「板橋区介護職員資格取得研修課程助成金交付申請チェックシート」を活用すると、対象要件に該当するか、申請書類は揃っているかなどが確認しやすくなります。 (チェックシートは、板橋区公式ホームページに掲載しています。)
15	添付書類	クレジットカード(又は金融機関振込)で支払ったので領収書がない。どうしたらよいか。	原則として領収書がないと助成ができません。支払先に領収書が発行できるか相談してください。
16	添付書類	領収書の宛名は本人以外でも差し支えないか。	領収書の宛名と助成金申請者の氏名が一致していることが必要です。よって、本人以外の宛名では受付できません。
17	添付書類	領収書はどんな内容の記載が必要か。	以下の内容が必要です。①「領収書」の表題 ②宛名(申請者と一致していること) ③領収金額 ④領収の内訳(例:介護職員初任者研修受講料〇〇〇〇円、消費税〇〇円) ④領収日 ⑤領収者(研修機関等)の住所・名称・印影
18	区税等の完納要件	「個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税の納税状況調査に関する同意」とは、どんな内容か。同意しなくてはならないのか。	申請時点における、直近年度の個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税の納税状況を、介護保険課(区)が納税課(区)に確認することへの同意です。同意していただき納税状況が確認できた場合は、既に納期が到来している直近年度の納税証明書(原本)の添付が不要になります。
19	区税等の完納要件	最近板橋区に引っ越してきたので、税金は板橋区以外で納付している。このような場合も同意しなければならないか。	同意をいただいて納税状況を確認できるのは、板橋区が課税した個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税に限ります。よって、板橋区外で納税している場合は同意不要ですが、板橋区以外の市区町村で納税していることが確認できる証明書(原本)の添付が必要になります。
20	区税等の完納要件	個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税の一部でも滞納していたら、助成金は交付されないのか。	そのとおりです。滞納額が0円であることが確認できないと助成できません。
21	区税等の完納要件	非課税の場合はどうなるのか。	非課税の場合は滞納税額がないため税を滞納していない要件を満たしていることとなります。
22	区税等の完納要件	非課税の場合はどんな証明書を添付したらよいか。	板橋区で非課税となっている方については、申請書裏面にある「個人住民税(特別区民税・都民税)及び軽自動車税の納税状況調査に関する同意」をしていただければ証明書の添付は不要です。その他の方については、直近年度の非課税証明書を添付してください。
23	区税等の完納要件	個人住民税の既に納期が到来している直近年度とはいつのことか。	令和6年度の場合、申請が6月末日までは令和5年度、7月以降は令和6年度となります。納税証明書を添付する場合は申請時点によって直近年度の切り替えがありますので、ご注意ください。なお、非課税証明書を添付する場合は市区町村の発行窓口で交付できる最新年度分になります。
24	交付決定について	振込口座は家族名義や、本人の旧姓名義のものでもよいか。	本人名義であり、かつ、口座の名義人と申請者の氏名(フリガナ)が一致していることが必要です。このため、家族名義や旧姓名義の口座へは振込みができません。